

きょうされん 第36次国会請願

「障害者福祉についての新たな法制に関する請願書」に係る

資料

目 次

「障害者の権利に関する条約」に即した制度改革にあたっての要望書(写本)	…P. 1
地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要【厚生労働省】	…P. 2
障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)【内閣府・障がい者制度改革推進会議総合福祉部会】	…P. 3
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」概要【内閣府】	…P. 4
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」要綱【内閣府】	…P. 5
「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見(概要) 【内閣府・障害者政策委員会差別禁止部会】	…P. 10
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案(障害者差別解消法)についての見解【きょうされん理事会】	…P. 11
「今日からはじまる“ほんとう”的支援」～東日本大震災から2年を迎えての声明～ 【きょうされん東日本大震災対策本部】	…P. 13
東日本大震災で被害にあった障害者数(2012年9月5日時点)【NHK調査】	…P. 14
障害者の人的被害の状況(平成24年2月末現在)【宮城県保健福祉部障害福祉課調査】	…P. 15
きょうされん第36次国会請願署名用紙 資料編	…P. 16
『新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会意見』概要 【内閣府・障害者政策委員会】	…P. 17
日本の障害の重い人の現実「障害のある人の地域生活実態調査」の結果(最終報告) 概要【きょうされん調査】	…P. 18

2013年5月30日(木)





きょうされん
理事長 西村直

「障害者の権利に関する条約」に即した制度改革にあたっての要望書

貴殿におかれましては、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また日頃より、障害者施策の向上にご尽力いただいていることに対して敬意を表します。

今国会では障害者の差別の解消を推進する法律（以下、障害者差別解消法）が上程されており、障害当事者をはじめ関係者はその議論に大変注目しております。障害者基本法の改正に端を発した障害者制度改革の集大成が、この差別禁止法制となるからです。「障害者の権利に関する条約（以下、権利条約）」批准に向け、その水準を決める事にもなる当法について、今国会における綿密な審議そして成立を期待しています。

一方、この4月から施行された障害者総合支援法（以下、総合支援法）は、難病をその対象に加えたことなどの前進面もありましたが、附則第3条に掲げられているように「骨格提言」で提案されている課題が積み残されたままになっています。

以上を踏まえて、下記の諸点について貴党に要望するとともに、実現に向けてお力添えを心よりお願ひ申し上げます。

記

I. 総合支援法の附則第3条について

総合支援法附則第3条（9つの検討課題）に即した課題解決の議論においては、「骨格提言」の内容を反映してください。その際、権利条約の理念に基づいて、検討委員の過半数は障害当事者としてください。

II. 障害者差別解消法案について

別紙のとおり、当会は声明を発表しました。いくつかの課題はあるものの、今国会での成立を期待します。その上で、3年後の見直しを待たずに、課題に着手してください。

III. 東日本大震災の復興と想定される自然災害への備えについて

1. 東日本大震災の復興支援にあたっては、権利条約の理念である障害のある人たちが分けへだてなく暮らせる社会づくりを基調としてください。また、検討の場に障害当事者ならびに障害者団体を参画させてください。
2. 研究機関などでは南海トラフ巨大地震や首都直下地震等の巨大地震はいつ起こってもおかしくないとされています。想定される自然災害に備えるために、住民全体の死亡率の2倍ともいわれる東日本大震災の被災障害者の被害の実態について、検討・分析をおこなってください。また、災害時に被災障害者の安否確認や緊急支援を行えるよう、個人情報の取り扱いについては一定のルールを定めて、情報が開示されるようにしてください。

IV. 障害者施策の予算規模について

日本の国内総生産に占める障害者施策にあてられる政府予算規模を、OECD加盟中で少なくとも中間位の分配率にまで引き上げてください。

以上

連絡先 きょうされん（担当：多田・坂下・渡部）
〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18 東京都生協連会館5F
TEL：03-5385-2223 FAX：03-5385-2299

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

(平成24年6月20日成立・同年6月27日公布)

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
 - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
 - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
 - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図るために支障がある障害者等に対する支援の在り方
 - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

障害者総合福祉法の 6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正
4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲	2. 障害(者)の範囲	3. 選択と決定(支給決定)	II. 障害者総合福祉法の制定と実施への道程
<ul style="list-style-type: none"> ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。 ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。 ・地域で自立した生活を営む権利。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。 ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。 ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。 ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。 ・合議機関の設置と不服申立。 	1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題 <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。 2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題 <ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。 ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。 3. 障害者総合福祉法の円滑な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。 4. 財政のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。 ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。 ・財政の地域間格差の是正を図る。 ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。 ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。 ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。 ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。
4. 支援(サービス)体系	5. 地域移行	6. 地域生活の基盤整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。 ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。 ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。 ・ピアソポーターの活用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。 ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。 ・地域生活支援協議会の設置。 	
7. 利用者負担	8. 相談支援	9. 権利擁護	
<ul style="list-style-type: none"> ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。 ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。 ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。 ・複合的な相談支援体制の整備。 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。 ・オンブズパーソン制度の創設。 ・虐待の防止と早期発見。 	
10. 報酬と人材確保	III. 関連する他の法律や分野との関係		
	1. 医療	2. 障害児	3. 労働と雇用
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。 ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。 ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。 ・労働と福祉の一体的展開。

『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）』案の概要

第1章 総則（1条から5条）

- 1 位置づけ 障害者基本法の差別禁止の原則を具体化する新規立法
- 2 目的 障害者基本法の基本的な理念にのっとり、差別の解消の推進に関する基本事項や措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって分け隔てのない共生社会の実現に資すること
- 3 定義 ○障害者 ○社会的障壁 ○行政機関等（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人） ○事業者
- 4 責務 ○国、地方公共団体の責務 ○国民の責務
- 5 環境整備 行政機関等、事業者は、必要かつ合理的な配慮を行うための環境の整備に努めなければならない

第2章 基本方針（6条）

- 1 基本方針 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針を策定
- 2 内容 ○差別解消推進施策の基本的な方向
○行政機関等が講すべき措置に関する基本的な事項
○事業者が講すべき措置に関する基本的な事項
○その他重要事項
- 3 手続き 内閣総理大臣が基本方針の案を作り、閣議で決定
- 4 意見聴取 ○障害者その他の関係者の意見
○障害者政策委員会の意見
- 5 公表等 ○基本方針の公表
○基本方針の変更の場合は上記を準用

第3章 差別解消措置（7条から13条）

行為主体	差別		策定者	策定
	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
行政機関等	禁止	提供義務	基本方針	政府 義務
	対応要領	国の行政機関の長 独立行政法人等	対応指針	地方公共団体の機関 地方独立行政法人 理由義務
事業者	禁止	提供努力義務	主務大臣(行政措置)	義務
	対応指針			

○雇用主については障害者雇用促進法の定めによる

○対応要領、対応指針は、基本方針に即し、かつ、予め障害者その他の関係者からの意見を反映させるための措置をとることが必要

○対応指針に定める事項に関しては、主務大臣による報告の徴収、助言、指導、勧告の行政措置がある

第4章 差別解消支援措置（14条から20条）

- 1 体制整備 国及び地方公共団体による相談と紛争の防止等のための体制の整備
- 2 啓発活動 国及び地方公共団体による啓発活動
- 3 情報収集 差別とその解消のための取組に対する国による情報の収集、整理、提供
- 4 障害者差別解消支援地域協議会 ○構成 国及び地方公共団体の機関で、医療、介護、教育、その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの。その他、必要と認められるNPO法人、学識経験者等
○事務 情報の交換、相談・差別解消の取組に関する協議、関係機関等による差別解消の取組

第5章 雑則（21条～24条） 第6章 罰則（25条～26条）

附則 施行日は平成28年4月1日。施行3年後、必要な見直し等

条例との関係 上乗せ、横出し等、条例の内容を拘束するものではない

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めるることにより、差別の解消を推進し、もつて全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいうこと。

2 この法律において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいうこと。

3 この法律において「事業者」とは、商業その他の事業（地方公共団体の経営する企業を含む。）を行う者とすること。

4 その他この法律において使用する用語について必要な定義規定を設けること。

(第二条関係)

三 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施しなければならないものとすること。

(第三条関係)

四 国民の責務

国民は、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならないものとすること。

(第四条関係)

五 社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備

行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備

に努めなければならないものとすること。

(第五条関係)

第一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

- 1 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。

- 2 基本方針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向、行政機関等が講すべき措置に関する基本的な事項、事業者が講すべき措置に関する基本的な事項等を定めることとすること。
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとすること。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聽かなければならぬものとすること。

第三 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(第六条関係)

一 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止

- 1 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないものとすること。
- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないものとすること。

(第七条関係)

二 事業者における障害を理由とする差別の禁止

- 1 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないものとすること。
- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害す

ることとならないよう、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要な合理的な配慮をするように努めなければならないものとすること。

(第八条関係)

三 国等職員対応要領

- 行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第三の一に規定する事項に關し、当該行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるものとすること。
- 行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとすること。

(第九条関係)

四 地方公共団体等職員対応要領

- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第三の一に規定する事項に關し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めるものとすること。

- 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。
- 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならないものとすること。

(第十条関係)

五 事業者のための対応指針

- 主務大臣は、基本方針に即して、第三の二に規定する事項に關し、事業者が適切に対応するために必要な対応指針を定めるものとすること。
- 主務大臣は、対応指針を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとすること。

(第十一條関係)

六 報告の徵収並びに助言、指導及び勧告

主務大臣は、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる」ととすること。
（第十二条関係）

七 事業主による措置に関する特例

行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによる」ととすること。

（第十三条関係）

第四 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

一 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の防止等に必要な体制の整備を図るものとする」と。
（第十四条関係）

二 啓発活動

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする」と。
（第十五条関係）

三 情報の収集、整理及び提供

国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする」と。

（第十六条関係）

四 障害者差別解消支援地域協議会

- 1 国及び地方公共団体の機関であつて、障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものは、地方公共団体の区域において関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織できるものとする」と。
- 2 協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、特定非営利活動法人等の団体、学識経験者等を構成員として加えることができるものとする」と。
- 3 協議会は、情報の交換、障害者からの相談及び事例を踏まえた協議並びに障害を理由とする差別を解消するための取組を行うとともに、必要があると認めるとき又は協議会の構成機関等から要請があつた場合に必要があると認めるときは、構成機関等に対し、事案に関する情報の提供及び意見の表明

その他の必要な協力を求めることができるものとすること。

- 4 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとすること。

(第十七条から第二十条関係)

第五 雜則等

主務大臣及び罰則について所要の規定を整備すること。

(第二十一条から第二十六条関係)

第六 附則

一 この法律は、平成二十八年四月一日から施行するものとすること。ただし、二の規定は、公布の日から施行すること。

二 基本方針、国等職員対応要領、地方公共団体等職員対応要領及び対応指針の作成並びにこれらに関する必要な手続その他の行為については、この法律の施行前においても、行うことができるものとすること。

三 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとすること。

四 障害者基本法、内閣府設置法について、所要の規定の整備を行うこと。

(附則第一条関係から第九条関係)

「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見（概要）部会三役 作成

障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする制度の集中的な改革

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」

（平成22年6月閣議決定）

「障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別による人権被害を受けた場合の救済等を目的とした法制度の在り方について」検討

差別禁止部会における検討

平成22年11月～平成24年9月

H22.11～障がい者制度改革推進会議
H24.7～障害者政策委員会

法制の制定について 部会の意見

政府において法案を作成、平成25年常会への提出を目指す

法律の必要性

- 差別に当たると思われる事案が多数存在するが、既存の法律では解決が十分ではない
- 一方で障害への理解不足に起因する場合も、多くの国民は「差別はよくない」と意識

何が差別に当たるのか「物差し」を明らかにし社会のルールとして共有すること
簡易迅速な紛争解決の仕組み等の法的な保護の仕組みを用意すること

第1部 総則

「理念」として重要な視点

- 「完全参加と平等」 → 差別の早急な解消
- 「共生社会」の実現
→ 相手方を一方的に非難し制裁する趣旨ではない
- 「多様性」や「差異」の尊重
→ 社会全体に活力をもたらすものである

目的規定に明記すべき視点

- ① 行為規範（人々の判断基準）の提示
- ② 差別からの法的保護
- ③ 国等の責務を明らかにすること
- ④ 共生社会の実現

国等の責務

- 差別の防止に向けた調査や啓発
 - ガイドラインの作成
 - 解決の仕組みの円滑な運用
 - 関係機関の連携確保
 - 関係機関の職員等に対する研修や人材育成など
- (特に留意すべき領域：障害女性、ハラスメント、欠格事由)

「障害に基づく差別」とは何か

1. 「障害」とは 障害者基本法と同様、機能障害(インペアメント)を中心に据えることが妥当
2. 「障害に基づく差別」とは 「不均等待遇」及び「合理的配慮の不提供」をいう

① 不均等待遇

障害又は障害に関連する事由を理由とする区別、排除又は制限その他の異なる取扱い
ただし、当該取扱いが客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合は例外となる

② 合理的配慮の不提供

障害者の求めに応じて、障害者が障害のない者と同様に人権行使し、又は機会や待遇を享受するために必要かつ適切な現状の変更や調整を行うことを合理的配慮といい、これを行わないことは、差別となる。

ただし、相手方にとって「過度な負担」が生じる場合は例外となる

- 経済的・財政的なコストの面では、相手方の性格、業務の内容、業務の公共性、不特定性、事業規模、その規模から見た負担の割合、技術的困難の度合い等を考慮
- 業務遂行に及ぼす影響の面では、合理的配慮の提供により、業務遂行に著しい支障が生じるのか、提供される機会やサービス等の本質が損なわれるかどうかを考慮

第2部 各則（特に重要と思われる10分野）

各分野で、法の対象とする範囲（どのような場面での差別を対象とするか、誰を対象とするか）、「障害に基づく差別」の具体的な内容などについて、考え方を整理。

【参考】各分野の事例

公共的施設、交通機関	段差のため利用できない、宿泊や乗り物の利用を断られる
情報、正確な情報	災害時緊急情報などが障害者に配慮しない形で提供される
商品・役務、不動産	「親を連れて来い」など言われ、日用品を売ってくれない
医療	十分な説明がないまま、治療をさせられる
教育	地域の学校へ行けない、授業・行事に参加させて貰えない
雇用	障害を理由として退職を強要される
国家資格等	点字受験などが用意されていない
家族形成	母子保健サービスなど障害のある親には利用が困難
政治参加（選挙等）	選挙に関する情報提供について十分な配慮を受けられない
司法手続	取り調べに当たって障害特性が考慮されていない

第3部 紛争の解決

求められる機能

① 相談及び調整

自主的な解決が望めない場合に、まずは相談を受けて、理解のある人材が仲に入り、納得を得ながら、関係を調整すること

② 調停、斡旋、仲裁、裁定

専門的な知識、素養、経験を有する専門家を含む中立・公平な機関による調停、斡旋等により、解決を図ること

簡易迅速な紛争解決の仕組みと司法判断

① 相談及び調整を担える市町村単位の身近な相談機関

② 調停等を担える都道府県単位の中立・公平な機関と中央に置かれる機関

③ 最終的には、裁判所による司法判断

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（障害者差別解消法）についての見解

2013年5月24日
きょうされん理事会

4月26日、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案（以下、法案）が閣議決定をされ、本日、衆院での審議入りとなった。

障害のある人と関係者は、障害のある人の差別を禁止する法律を長年待ち望んでおり、この間、障がい者制度改革推進会議・差別禁止部会、障害者政策委員会・差別禁止部会等で、そのあり方にについて熱心な議論が重ねられてきた。この議論の成果は「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見（以下、意見書）」としてまとめられている。

この意見書の水準から見ると、今回の法案は甚だ不十分と言わざるを得ない。しかし、障害のある人の切実な願いを踏まえ、その暮らしを一步でも前進させる観点から、党派を超えた徹底した議論を経て、今国会での成立を求めたい。

その上で、国会審議を通して、確認答弁や付帯決議等を含めて、下記の諸点についてさらなる論議の深化と改善を求めたい。

① 法律の名称を差別禁止法に

障害を理由とする差別の実態についての国民や事業者等のいっそうの理解を広げ、法の意図を明確にするために、名称を「障害を理由とする差別禁止法」とすべきである。

② 差別についての定義の明記を

意見書を踏まえ、直接差別、間接差別、関連差別を不均等待遇の定義として明記すべきであり、これを禁止することを明示すべきである。

③ 合理的配慮の定義と拘束力を障害者権利条約と同等に

「必要かつ合理的な配慮」は、障害者権利条約（以下、条約）の定めている合理的配慮と同じものであることと、その不提供が差別であることを明記すべきである。事業者による合理的配慮の提供は努力義務にとどめるのではなく、義務とすべきである。

④ 地方公共団体のガイドライン作成の義務化を

差別や合理的配慮についてのガイドラインに当たる対応要領について、地方公共団体による作成は努力義務にとどめるのではなく、義務とすべきである。

⑤ 紛争解決・救済のしくみの拡充と機関の創設を

紛争解決については、既存のしくみの活用が中心となっているが、法の施行状況や差別事例の分析等を通じて、実質的な救済のためのしくみの創設・拡充をすべきである。

⑥ 大臣からの助言、指導、勧告に従わない場合の措置を

主務大臣が対応指針に関して、事業者に求めた報告をしない、または虚偽の報告をした場合の罰

則は定められているが、加えて大臣からの助言、指導、勧告に従わない場合の措置を規定すべきである。

⑦法の施行と見直し時期を早めるべき

法の施行を2016年（平成28年）と定め、必要な見直しは施行後3年を経過した場合とされているが、できるだけ施行を早めるとともに、施行後3年を待たずに必要な見直しを行うべきである。

⑧法が効力を発揮する各分野の明記を

意見書に述べられている各分野に関する事項を法に反映させるべきである。

以上の内容面での改善に加え、手続き面では意見書を受けての法案の検討、策定段階で障害者政策委員会への説明がまったくなかったことの問題を付言しておく。

雇用分野の差別禁止等について新たな規定を設けた障害者雇用促進法の改正にあたっては、法案要綱が労働政策審議会障害者雇用分科会に諮られた。それに照らせば、本法案の策定段階でも、障害者政策委員会に説明と意見聴取があって然るべきであった。条約でも謳われている、政策策定過程における当事者参画の重要性を改めて強調しておきたい。

また、いくつかの地方自治体では、独自の差別禁止条例が制定され、また現在、制定準備がすすめられている自治体もある。本法が施行されることによって、これら既存・新規の条例の改善が促進されることはあっても、条例の水準引き下げの根拠となってしまわないように、必要な措置を講じるべきである。

なお、法案が成立すれば条約批准に近づくものと思われるが、批准はゴールではなく障害のある人が他の者と平等に生きることができる社会の実現に向けたスタートである。官民一体となってこの法を意見書の水準にまで充実させるとともに、条約の批准後速やかに、条約の定義・原則等との整合性をつける法改正に着手すべきである。

以上

今日からはじまる“ほんとう”の支援

～東日本大震災から2年を迎えての声明～

2013年3月11日

きょうされん東日本大震災対策本部

今日3月11日で、東日本大震災から2年が経ちました。

あの日14時46分に日本列島の東側を襲った大地震、1時間もしないうちに次々と沿岸部に押し寄せた巨大津波。家が、車が、そして人がどす黒い津波に流されていきました。未曾有の大地震は原子力発電所の「安全神話」を覆して、福島第一原発事故につながりました。

1万5881人の命が奪われ、2668人の行方がわからぬままです。今なお31万5000人が不自由な避難生活を強いられています。収束の見通しがみえない原発事故は、ぬぐいきれぬ不安を植え付け、住まいや健康を脅かし、家族や地域の絆を引き裂き、新たな差別や排除を生み出しています。

被災地では深い悲しみと喪失の中でも、一人ひとりの懸命の努力で、地域の力と駆け付けた支援者たちとの共同作業で、ようやく復興の兆しが見えてきました。自治体行政自体が大きな被害を受けて十分な動きがとれない中で、多くのボランティア、支援団体、そして被災した人たち自らが知恵と気持ちを束ねて、復興の道を歩み始めています。裏を返せば、この甚大な震災被害に対する政府や東京電力などの対応は、被災地の住民の気持ちや生活実態と、あまりにもかけ離れているといわざるをえません。あの日から今日で2年なのです。

わたしたちは震災発生直後から独自に、また関係団体と連携しながら障害当事者の安否や事業所の被害状況の確認、救援物資の調達、被災や避難生活の実態把握、事業所での継続的な支援、支援募金の呼びかけなど、全国各地の心と力を集めて復旧・復興に向けた支援を続けてきました。

あの日からまる2年が経った今日、被災地や全国のみなさんに以下の点を心から呼びかけます。同時に、障害のある人や家族・関係者に震災前の日常の生活が戻るまで、また被災地を含む全ての地域が震災前よりも差別や排除の無い、分けへだてのない地域になるよう、わたしたちはこの先も支援を続けていくことを決意します。

“ほんとう”的支援は、今日からです。

1. 被災地の障害のある人の死亡率が、住民全体の死亡率の2倍以上という実態が報じられています。国・政府を中心として、全ての被災地で早急に障害のある人の被災状況を検証するとともに、現在の生活や就労実態、介護のニーズなどを調査することを求めます。
2. 被災地では、障害のある人の移動支援や生活面での人的支援などが圧倒的に不足しています。また、原発事故による販路の喪失や風評被害による仕事の減少、福祉事業所における働き手の不足等の課題も引き続いてあります。こうした事態に対して、「経過措置」を含め特別かつ緊急対応を講ずることを、国・政府に対して求めます。
3. 政府ならびに全ての自治体において、「災害時要援護者」支援のしくみの整備または見直しを行なうこと、その検討機関に障害当事者を加えて、地域性ならびに当事者の要望を反映させることを求めます。
4. わたしたちは、あらゆる地域で結成以来35年間築いてきた「人と人のつながり」を今こそ發揮します。そして、障害のある人もない人も分けへだてのないインクルーシブな地域をつくり、その理念を障害者施策ならびに防災対策に反映させる実践を築いていきます。

県	市町村	全体				障害者				知的障害者				身体障害者												精神障害者								
		人口	死者	行方不明	死亡率	人口	死者	行方不明	死亡率	人口	死者	行方不明	死亡率	人口(視覚)	死者	行方不明	死亡率	人口(聴覚)	死者	行方不明	死亡率	人口(四肢)	死者	行方不明	死亡率	人口	死者	行方不明	死亡率					
1 岩手県	宮古市	59442	517	0	0.87%	3371	36	0	1.07%	479	2	0	0.42%	2465	28	0	1.14%	176	2	0	1.14%	215	4	0	1.86%	1354	10	0	0.74%	427	7	0	1.64%	
2	大船渡市	40738	417	4	1.02%	2268	47	0	2.07%	359	2	0	0.56%	1742	42	0	2.41%	190	4	0	2.11%	156	3	0	1.92%	953	21	0	2.20%	167	3	0	1.80%	
3	陸前高田市	23302	1760	18	7.55%	1368	123	0	8.99%	221	5	0	2.26%	1019	107	0	10.50%	87	11	0	12.64%	73	6	0	8.22%	525	54	0	10.29%	128	12	0	9.38%	
4	釜石市	39578	958	3	2.42%	2569	64	?	2.49%	346	2		0.58%	2052	59		2.88%	183	4		2.19%	206	3		1.46%	1066	19		1.78%	188	3		1.60%	
5	大槌町	15277	1229	0	8.04%	1012	95	?	9.39%	81	9		11.11%	807	87		10.78%	まとめていない													144	0	0.00%	
6	山田町	18625	775	5	4.16%	1114	59	0	5.30%	172	0	0	0.00%	859	58	0	6.75%	88	4	0	4.55%	102	7	0	6.86%	679	31	0	4.57%	83	1	0	1.20%	
7	田野畑村	3843	39	0	1.01%	203	3	0	1.48%	41	1	0	2.44%	142	2	0	1.41%	5	0	0	0.00%	12	0	0	0.00%	77	0	0	0.00%	20	0	0	0.00%	
8	野田村	4632	27	0	0.58%	273	2	0	0.73%	41	0	0	0.00%	199	2	0	1.01%	19	0	0	0.00%	24	1	0	4.17%	102	1	0	0.98%	33	0	0	0.00%	
9 宮城県	仙台市	1045903	734	30	0.07%	42788	53	1	0.12%	6388	2	0	0.03%	30245	48	1	0.16%	まとめていない													6155	3	0	0.05%
10	石巻市	160704	3569	20	2.22%	7893	397	?	5.03%	1100	28		2.55%	6364	351		5.52%	まとめていない													676	23		3.40%
11	塩竈市	56490	46	0	0.08%	2997	0	0	0.00%	355	0	0	0.00%	2459	0	0	0.00%	165	0	0	0.00%	156	0	0	0.00%	1288	0	0	0.00%	183	0	0	0.00%	
12	気仙沼市	73494	1234	0	1.68%	3508	135	?	3.85%	544	3		0.55%	2872	131		4.56%	205	7		3.41%	211	9		4.27%	1617	82		5.07%	223	3		1.35%	
13	名取市	73140	911	43	1.25%	3749	76	0	2.03%	375	4	0	1.07%	3069	68	0	2.22%	229	5	0	2.18%	236	10	0	4.24%	2784	38	0	1.36%	305	4	0	1.31%	
14	多賀城市	62979	125	0	0.20%	2318	17	?	0.73%	337	1		0.30%	1790	16		0.89%	123	1		0.81%	104	3		2.88%	915	2		0.22%	191	0		0.00%	
15	岩沼市	44198	150	0	0.34%	1770	14	0	0.79%	265	3	0	1.13%	1356	10	0	0.74%	86	1	0	1.16%	108	0	0	0.00%	742	7	0	0.94%	149	1	0	0.67%	
16	東松島市	42908	1024	38	2.39%	1920	114	2	5.94%	294	8	0	2.72%	1440	102	2	7.08%	104	9	0	8.65%	104	5	0	4.81%	712	57	2	8.01%	186	5	0	2.69%	
17	亘理町	34846	306	0	0.88%	1384	23	0	1.66%	230	0	0	0.00%	1004	22	0	2.19%	70	0	0	0.00%	90	0	0	0.00%	644	13	0	2.02%	150	1	0	0.67%	
18	山元町	16711	616	1	3.69%	933	54	0	5.79%	129	3	0	2.33%	693	45	0	6.49%	43	4	0	9.30%	38	2	0	5.26%	375	23	0	6.13%	111	6	0	5.41%	
19	松島町	15089	16	0	0.11%	709	2	0	0.28%	90	0	0	0.00%	574	2	0	0.35%	36	0	0	0.00%	21	0	0	0.00%	310	1	0	0.32%	45	0	0	0.00%	
20	七ヶ浜町	20419	93	4	0.46%	882	8	1	0.91%	121	0	0	0.00%	723	8	1	1.11%	40	1	0	2.50%	29	0	0	0.00%	403	3	1	0.74%	38	0	0	0.00%	
21	女川町	10051	820	7	8.16%	605	81	3	13.39%	55	4	0	7.27%	456	66	3	14.47%	23	1	1	4.35%	40	6	0	15.00%	206	36	1	17.48%	94	11	0	11.70%	
22	南三陸町	17431	793	17	4.55%	995	125	0	12.56%	150	3	0	2.00%	764	113	0	14.79%	42	11	0	26.19%	74	11	0	14.86%	349	50	0	14.33%	81	7	0	8.64%	
23 福島県	いわき市	342198	430	0	0.13%	21004	35	0	0.17%	2195	3	0	0.14%	17384	30	0	0.17%	1350	6	0	0.44%	1201	0	0	0.00%	10010	14	0	0.14%	1425	2	0	0.14%	
24	相馬市	37796	469	0	1.24%	1903	23	0	1.21%	245	3	0	1.22%	1480	17	0	1.15%	97	0	0	0.00%	120	1	0	0.83%	841	5	0	0.59%	178	3	0	1.69%	
25	南相馬市	70895	951	0	1.34%	4398	16	0	0.36%	519	0	0	0.00%	3581	16	0	0.45%	276	0	0	0.00%	275	2	0	0.73%	2038	7	0	0.34%	298	0	0	0.00%	
26	楢葉町	7701	69	0	0.90%	512	11	0	2.15%	65	0	0	0.00%	426	10	0	2.35%	32	1	0	3.13%	19	0	0	0.00%	249	6	0	2.41%	21	1	0	4.76%	
27	富岡町	15996	134	1	0.84%	861	3	0	2.44%	122	0	0	0.00%	560	3	0	0.54%	26	0	0	0.00%	34	0	0	0.00%	305	1	0	0.33%	179	0	0	0.00%	
28	大熊町	11511	49	1	0.43%	565	0	0	0.00%	67	0	0	0.00%	468	0	0	0.00%	27	0	0	0.00%	56	0	0	0.00%	266	0	0	0.00%	30	0	0	0.00%	
29	双葉町	6932	94	1	1.36%	377	2	0	0.53%	18	0	0	0.00%	343	2	0	0.58%	26	2	0	7.69%	28	0	0	0.00%	192	0	0	0.00%	16	0	0	0.00%	
30	浪江町	20908	358	0	1.71%	1155	23	0	1.99%	146	1	0	0.68%	925	21	0	2.27%	63	0	0	0.00%	64	2	0	3.13%	493	12	0	2.43%	84	1	0	1.19%	
31	新地町	8218	116	0	1.41%	455	17	0	3.74%	51	2	0	3.92%	382	14	0	3.66%	30	1	0	3.33%	36	0	0	0.00%	225	11	0	4.89%	22	1	0	4.55%	

* 人口:平成22年度国勢調査 * 死者(全体)、死者(障害者):各自治体に問い合わせ * 死者:死亡認定含む

メモ:釜石市…9月いっぱい目途に精査中。

NHK調べ2012.09.05

■ 隊員の人的被害の状況(平成24年2月末現在)

死亡者

番号	市町村名	死亡者数 (夫・妻)	死亡者の手帳所持状況							
			(1)各種持手帳				(2)加算の算出		(3)精査手帳	
			扶養手帳	結婚手帳	虐待不正申	その他認定手帳	身体障害者	高齢者手帳	手帳所持者	手帳所持者合計 (1)+(2)+(3)
1	仙台市	53	4	3	30	11	40	2	3	1
2	石巻市	307	24	25	176	126	351	20	28	40
3	塩竈市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	気仙沼市	137	7	9	82	33	131	4	3	14
5	白石市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	名取市	76	6	10	38	15	60	4	4	1
7	角田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	多賀城市	17	1	4	2	9	16	1	0	2
9	岩沼市	12	1	0	7	2	10	3	1	1
10	登米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	東原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	喜多方市	115	9	5	67	31	102	8	5	11
13	大崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	蔵王町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	七ヶ宿町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	大河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	村田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	東田町	1	0	0	0	0	0	0	0	1
19	川崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	丸森町	0	0	0	0	-0	0	0	0	0
21	亘理町	23	0	1	14	3	22	0	1	2
22	山元町	54	4	2	23	10	45	8	6	5
23	松島町	5	0	0	1	4	5	0	0	0
24	七ヶ浜町	8	1	0	3	4	8	0	0	0
25	利府町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	大泊町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	大和町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	富谷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	大衡村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	色麻町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	加美町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	涌谷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	安里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	女川町	81	1	6	36	23	66	4	11	41
35	南三陸町	125	11	11	50	41	113	5	7	120
合計		1,104	60	70	519	322	985	62	109	1,112

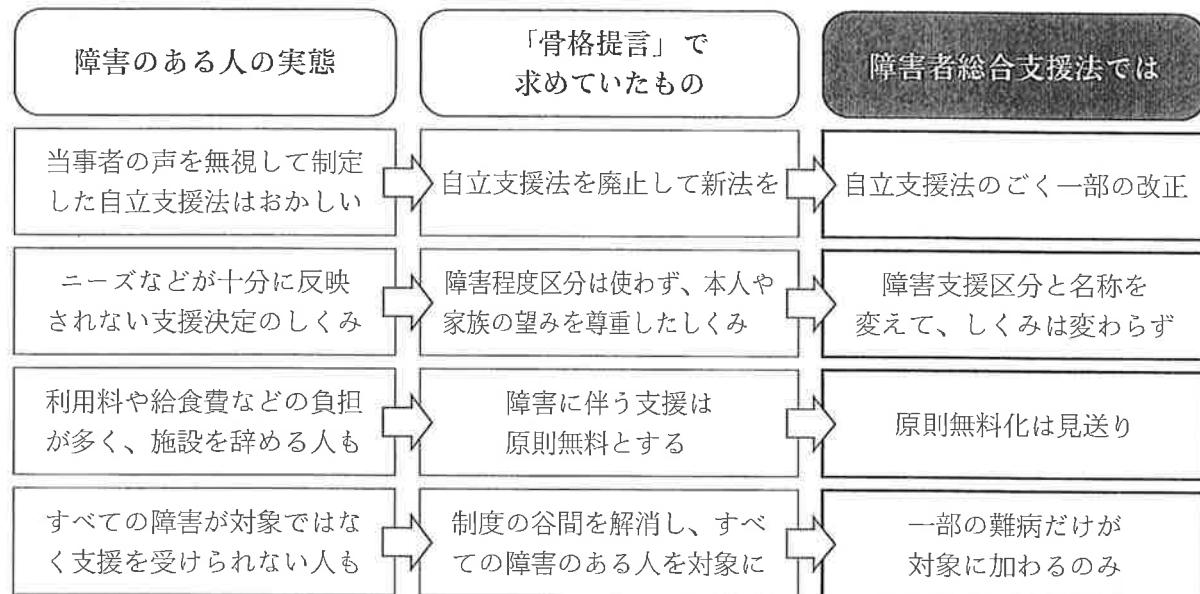
【行者不閒著】

(2)一人の跡跡者が身薄手狭と直直空狭といった複数の甲様を所持しているケースがあるため、死仁童款(表見)と甲様所持當食封は一致しない。

宮城県保健福祉部
障害福祉課調べ

障害のある人もない人も わけへだてない社会に向けて

わたしたちのおこなった障害のある人1万人の調査では、実に99%の人が年収200万円以下、一人で暮らす人は7.7%という実態が明らかになりました。障害があってもなくても、わけへだてのない社会になることを願って、骨格提言がまとめられましたが、障害者総合支援法にはほとんど生かされませんでした。わたしたちは、骨格提言にそった見直しを求めていきます。



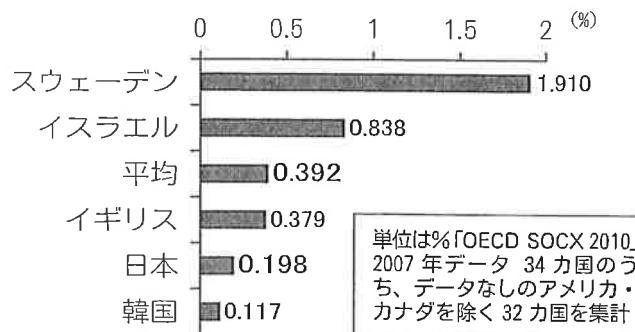
○骨格提言とは、公的な機関として内閣府のもとに設置された会議にて、障害のある当事者の代表ら55人が参加して、新しい法律についてまとめた提案文書です。日本の障害者分野の歴史の中でも、障害のある当事者らが主体となってまとめた公文書として画期的なものです。

先進国の平均レベルまで、水準を引き上げてほしい

先進国の中で、日本の政府が障害のある人の地域生活を支えるために使う予算の割合は、きわめて低いものです。これでは、十分に障害のある人の暮らしを支える体制が築けません。

まずは、OECD(経済協力開発機構)の平均まで予算を引き上げることで、支援を受けられる人がとても増え、支援の質も上がります。

(OECDは34の先進国が加盟する国際機関)



国内総生産に占める障害のある人の地域生活を支える支援サービスの予算規模

きょうされん第36次国会請願署名・募金にご協力をいただきありがとうございました。ご協力いただいた請願署名・募金は、裏面の取り扱い作業所・施設、団体、もしくはきょうされん事務局に直接お送りください。ご協力をいただいたみなさまの思い、わたしたちの願いを署名用紙に込めて、国会に届けます。いただいた募金は本請願運動の資金、また当会の活動資金、総会・全国大会・国会請願行動への利用者の参加費用等として、大切に、有効に活用させていただきます。

新「障害者基本計画」に関する障害者政策委員会意見(平成24年12月17日)【概要】

「意見」に基づき
事務局にて作成

I 基本的な方針

1. 基本理念

他の者との平等を基礎とした障害者の権利の確保
障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現

2. 基本原則

①地域社会における共生等, ②差別の禁止等,
③国際的協調, ④政策決定過程への障害者等の参画

II 共通して求められる視点

- インクルーシブ社会の構築
- 社会モデルに基づく障害者の定義
- アクセシビリティの拡大
- 自己決定の保障と意思決定支援
- 格差の是正
- 関係機関の連携等

III 先送りできない重要な課題

1. 谷間や空白の解消

①精神障害, ②難病, ③高次脳機能障害, ④認知症

2. 積み残してきた課題

①欠格条項, ②障害者手帳制度, ③成年後見人制度,
④家族の介助等を前提としない支援制度

3. 障害者制度改革に関する課題

差別禁止法制の実現及び障害者総合支援法附則の検討

IV 分野別施策の基本的方向 (新基本計画に盛り込むべき事項)

1. 医療、介護等

- 社会的入院の解消に向けた精神科医療の在り方の検討
- 二次障害に関する実態把握及び調査研究の推進
- ニーズに基づく支給決定の仕組み及び当事者本位のサービス体制の確立
- パーソナルアシスタンスの創設及び移動支援の個別給付化の検討
- 医療・福祉サービスの地域間格差解消のための取組

2. 年金等、経済的負担の軽減

- 年金、諸手当等の所得保障制度全般の総合的な検証

3. 教育

- インクルーシブ教育システムの構築
- 障害児及び保護者の意見を最大限尊重した就学先決定
- 初等中等教育における合理的配慮の確保及び環境整備
- 高等教育における合理的配慮の確保及び施設整備

4. 療育

- 障害児及び家族への支援、障害児への虐待等への対策

5. 職業相談等、雇用の促進等

- 法定雇用率制度の推進及び対象範囲拡大の検討
- 労働施策と福祉施策の一体的展開
- 自営業や起業への支援策の検討
- 障害者優先調達推進法の着実な施行

6. 住宅の確保

- バリアフリー化された公営住宅整備、グループホーム等の利用拡大

10. 文化的諸条件の整備

・施設整備、情報保障の充実等の環境整備の促進

等

11. 防災及び防犯

- 防災・復興施策への障害者等の参画の促進
- 緊急時における情報提供・支援提供体制の整備
- 警察職員に対する研修の充実、緊急時の通報体制の充実

12. 消費者としての障害者の保護

- 消費者相談、障害者向けの情報提供等の充実

等

13. 選挙等における配慮

- 選挙情報の提供方法の充実、投票方法の多様化等の検討

等

14. 司法手続における配慮等

- 障害特性に応じた意思疎通等の手段の確保
- 障害特性に応じた個別の矯正プログラムの提供

等

15. 国際協力

- 「新アジア太平洋障害者の10年」等の国際協力の推進

- 障害者権利条約締結に向けた国内制度の整備

等

V 推進体制等

1. 推進体制の構築

2. 関係機関の連携

3. 広報啓発

4. 基本計画の実施状況の監視及び勧告等

障害者政策委員会の位置付け、監視の在り方、検討結果の反映

5. 調査及びデータの収集と公開

障害者と障害のない人別統計、男女別統計、データ収集の在り方、
地方障害者計画に関する情報収集

6. 法制的整備

7. 地方障害者計画

NEWS RELEASE

きょうされん(旧称:共同作業所全国連絡会)は、障害のある人も、障害のない人も誰もが生きやすい社会をめざして、ソーシャルアクションを展開しています。

日本の障害の重い人の現実

きょうされん 障害のある人の地域生活実態調査の結果(最終報告) 概要

障害のある子どもを親が手にかける、一家そろって心中を図る。21世紀となって10年経った今でもこうした悲惨な報道は後を絶ちません。その背景を一言で言えばこうなります。「障害のある人の極めて貧しい収入、家族に依存した介護による毎日は、ギリギリの生活になっている」。言いかえれば、親など家族が居なくなってしまえば、途端に生活を維持できなくなる「生活保護予備軍」「社会的入院・入所予備軍」ということです。それが私たちの国の障害の重い人のおかれている現実です。

私たちきょうされんが他の障害者団体と協力して、福祉的就労の利用者(以下、障害のある人)の地域生活の実態を調査した結果の概要をここに報告します。

＜2人に1人は相対的貧困以下、99%は年収200万円以下＞

＜生活保護の受給率は、障害のない人の6倍以上＞

＜6割弱が「親との同居」＞

＜低収入ほど社会と遠ざかる＞

＜結婚している人は4%台＞

＜2人に1人は相対的貧困以下、99%は年収200万円以下＞

年収100万円以下の障害のある人たちは56.1%、112万円の「貧困線」を下回る相対的貧困とよばれる状態に、2人に1人がおかれています。

また、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアの状態にある人は、国の調査で22.9%を占めるとされていますが、障害のある人の98.9%、100人のなかで99人がこの状態におかれています。

＜生活保護の受給率は、障害のない人の6倍以上＞

1996年以来増え続ける生活保護受給者。保護を受けている人の割合は、1.52%となっています(2010年時点)。一方で、障害のある人が生活保護を受けている割合は9.95%。実に6倍以上です。

【事例】神奈川県で単身生活を送るAさん。精神障害。企業で就労していましたが、人間関係や仕事の進め方等で悩み退社、現在通所型の就労訓練施設に通っています。親との関係が悪く、同居や援助は望んでいません(兄弟にも障害有)。収入は月約10万円の年金のみ、年収にすると約120万程度。現在働いていた時の貯金を切り崩して生活していますが、この状態が続けば生活ができなくなり、生活保護にならざるを得ません。

＜6割弱が「親との同居」＞

10代から40代前半までの約6割の障害のある人が親との同居の生活を送り、40代後半から50代前半までの割合は4割に減るもの、「親との同居」の割合はもっとも高くなりました。つまり、障害のある人は生まれてから50歳を迎えるまで、「親と同居」している人が半数を占めるのです。その背景には、本人の低収入があり、親と同居せざるを得ない状況がうかがえます。

これは、障害のない人が20代前半から30代前半に一人暮らしが増え、その後結婚等により家族同居の割合が上昇するのと、大きく異なる生き方になっています。

【事例】茨城県に住む40代のBさん、白杖を使うほどではない軽度の視覚障害があります。一般就労を本人は望んでいますが、年齢的なこともあります、現状では難しい状況です。軽い障害のため、障害年金は受け取っていません。年収は25万円程度。70代の母親と二人暮らしですが、母なき後の不安は常につきまとっています。

＜低収入ほど社会と遠ざかる＞

障害のある人の暮らしづらさは収入によって大きく変わっていきます。収入と「休日の主な過ごし方」、収入と「休日だれとすごしているか」の関係からは、収入の増加に伴い「趣味」「友達とすごす」が増えています。収入が増えるにしたがって、家族に支えてもらい、家族のみと家にいるだけの生活から、自らの選択による生活、他の人々とも交わりながらの生活へと広がりがみられます。逆に収入が低いほど、親と過ごす時間が増えて、交友関係が狭まっています。

＜結婚している人は4%台＞

「配偶者との同居」という問い合わせで、結婚している人の割合をたずねたところ、4.3%となりました。とりわけ、知的障害のある人が結婚している割合はわずか1.4%でした。2010年の国勢調査を参考にすると、生涯未婚率は男性で20.14%、女性10.61%となっており、障害のある人の未婚の割合は男性で96.00%、女性では95.37%と、それぞれ4倍以上、9倍以上の差があります。

以上のような実態を改善・改革していくための4つのポイントを私たちは提言します。

1. 家族依存の温床となっている扶養義務制度の改正(民法改正)
2. 障害のない人と同等の暮らしを営める所得保障制度の確立(障害基礎年金制度の拡充を中心)
3. 地域での自立した生活を支えるための基盤整備(人的・物的な条件整備)
4. 障害のある人にもディーセントワークを(労働と福祉の一体的な展開を具体化する社会支援雇用制度の創設)